

開発のための外国直接投資：利益を最大化し、コストを最小化する

Foreign Direct Investment: Maximising Benefits, Minimising Costs

はじめに

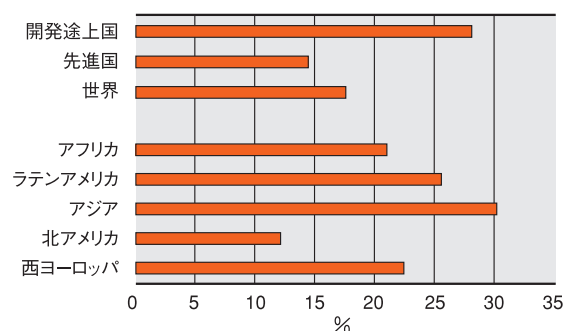
開発途上国、新興諸国、移行経済諸国にとって、外国直接投資（FDI）は経済開発、近代化、所得増加、雇用の源としてますます重要性を高めています。多くの国々が FDI 制度を自由化し、投資を誘致するためのその他の政策を策定し、国内への外国企業の進出による恩恵を最大化するには国内政策をどのように実行するのが最善であるかといった問題に取り組んでいます。国際投資と多国籍企業に関する OECD 委員会によるレポート「開発のための外国直接投資」はこれらの問題を論じるものです。本書は、FDI がマクロ経済成長とその他の福利向上プロセスに及ぼす全般的影響、および FDI が恩恵をもたらす諸経路を中心に解説しています。

世界の FDI フローで開発途上国に流れるものはごく僅かであるとして、開発に対する FDI の重要性に反対する意見をよく聞きます。しかし、OECD 諸国が世界全体 FDI フローの 80% から 90% を占めるのは事実ですが、開発への影響を計るのにより適切なものは国内経済規模と比較した外資系企業の存在です。これで計ると、FDI は多くの開発途上国で、例えば北米においてよりも、重要であると言えます（図 1）。

開発途上国の経済に FDI が及ぼす全般的影響については、多くのことが実証されています。被投資国に適切な政策があり開発が基本的水準に達していれば、FDI を通じて技術が波及し、人的資本の形成が促され、国際貿易への統合が進み、一層競争が活発化したビジネス環境が創り出され、企業が発展するということを多くの研究が示しています。これらはすべて、さらなる経済成長を導き、開発途上国の貧困問題を軽減する最も効果的な手段として機能します。さらに FDI は、厳密な経済上の恩恵をもたらすだけでなく、例えばより「クリーンな」技術の移転や、より社会的責任のある企業方針によって、被投資国の環境や社会の状況の改善に役立つ可能性があります。

FDI は全体として開発プロセスに大きな利益をもたらしますが、他方、それにはいくつかの不利益（コスト）も伴うことを認識する必要があります。これら不利益は、ほぼ間違いなく被投資国の国内政策の不備が原因となっています。こうした不備が容易に是正できない場合、重要な課題が生じ得ます。潜在的な不利益には、利益が投資国に還流する際に起こる国際収支の悪化（ただし、流入する FDI によって相殺されることが多い）、開発途上国における急激な商業化による社会的混乱、国内市場の競争への影響等が含まれます。さらに、被投資国の政府当局者の中には、国際企業への依存度が高まることを政治的主権喪失の現われと考える人もいます。

図1 2000年のFDI流入実績（対GDP比）



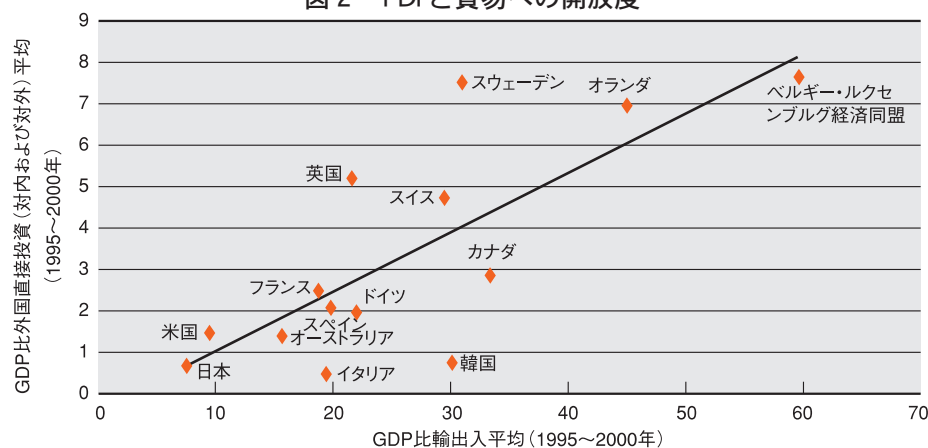
FDIと貿易統合

国が発展し工業国という地位に近づくにつれて、FDIの流入は、国際貿易の流れを生み出すことにより世界経済への統合に役立つ（開かれた貿易と投資との関係は図2に示されている）。ここでは明らかに幾つかの要素が作用する。例えば、関連企業の国際ネットワーク構築、そして多国籍企業（MNE）の流通、販売、マーケティング戦略における海外子会社の重要性向上等である。いずれの場合も重要な政策的結論が得られる。それは、開発途上国のFDI誘致能力は、進出企業がその後どの程度輸出入活動を行えるかに依るということである。これが意味するのは、投資誘致を目指す国がFDIの恩恵を得るためには、国際貿易への門戸開放（例えば地域的な自由貿易ゾーンへの参加）を戦略の中心に据える必要があるということである。また、開発途上国からの輸入を制限することにより、富める国は開発途上国のFDI誘致能力を著しく阻害するということも意味する。

幾つかの国では、輸出増加あるいは輸入抑制のために、よりの絞った方法でFDIの利用を試みてきた。前者については、FDIは明らかに輸出を増加させる可能性がある。例えば、財政が逼迫していた被投資国は、投資を受けることにより自国の資源（鉱物採集への外国投資）あるいは地理的立地（移行経済諸国への投資）を活かすことができる。しかし、特にいわゆる輸出加工区の場合、的を絞った戦略の成果はまちまちである。輸出加工区は、輸出とともに輸入も増やす傾向がある。それが国内経済にもたらす利益によって、必然的に生じてくる不利益を正当化するどうかは明らかでない。そうした不利益には、国庫に対する直接的成本、自国企業と外国企業との間に不平等な競争条件が生じるリスクなどが含まれる。

対内投資をMNEを「庭壁の中」へ呼び込むために利用し、輸入の代替とするとの政策の成果は限定的である。近年の研究によると、FDI

図2 FDIと貿易への開放度



はむしろ輸入拡大につながる事が多く、その後地元企業が進出してきた MNE の下請業者としての技術を獲得するにつれて徐々に輸入が減少する。

FDI と技術移転

新技術は FDI を通して開発途上国にもたらされ、新技術は最終的に国内のより広範なビジネスセクターに普及する。これが起こる経路は多数ある。しかし研究者によると、一般に技術拡散の最も重要な源は MNE と地元サプライヤーとの「垂直方向の繋がり」である。通常 MNE は、品質向上のため、サプライヤーに技術支援、研修、その他の情報を提供している。また、多くの MNE は、地元サプライヤーが原材料や中間財の購入ならびに生産施設の近代化やアップグレードをする際に、手助けを行っている。

しかし、被投資国におけるこうして移転された技術の実際の利用については、国によって大きな違いが見られる。重要なことは、技術が最初に移転される企業だけでなく、被投資国のビジネス・セクター全体にとっても適切なものでなければならないということである。また、実例によると、生産性向上に対して FDI が自国の投資よりも大きなプラス効果をもたらすためには、国内企業と外国投資家との間の「技術ギャップ」は比較的小さいものでなければならない。重大な相違が見られる、あるいは、被投資国の技術の絶対的レベルが低い場合は、地元企業は MNE を通して移転される外国技術を吸収できないだろう。

FDI と人的資本の強化

外国企業が投資を希望するような環境を整備する際に、一般教育に投資することは最も重要である。一定の教育水準を達成することは、FDI を誘致する能力だけでなく、進出してきた外国企業からの人的資本の波及効果を最大化する能力にとって重要である。技術のケースと同様、進出してきた外国企業と被投資国との間に大きな「知識ギャップ」がある場合は、大きな波及効果は得られないだろう。

FDI が人的資本に直接与える影響は主に、

MNE が国内企業よりも多くの研修等の機会を提供しているという事実によるものである。しかし、人的資本が国内経済に波及効果をもたらしたという証拠は弱い。さらに、MNE による教育は、一般（公的）教育よりも必然的に小規模であるということを忘れてはならない。FDI による研修の恩恵は、一般教育によるスキル向上を補うものであり、それにとって代わるものではない。しかし、MNE 進出は有益なデモンストラーション効果を生じ得る。それは、MNE の熟練労働者に対する需要によって、被投資国当局は必要とされているスキルを早期に知ることができるからである。

人的資本の水準とその波及は、技術移転と密接に関係している。技術的に進んでいるセクターや被投資国では、人的資本の波及効果が生じる可能性が高く、また逆に人的資本の水準が高い国では技術の普及がより容易である。従って、技術および人的資本の波及効果を得るための取り組みは、技術や教育の向上に向けた政策が共に実施されてこそ、有効である。

FDI と競争

1990 年代初頭より、吸収・合併 (M&A) ブームが地球規模の企業再編をもたらした。また同時に、企業間の戦略的提携が劇的に増加したことにより、独立した企業間の関わり方も変化した。提携は一般に、効率を高めて直接競争を抑えんと考えられているが、それを確実に証明するものはない。また、民営化の波も多くの FDI を引き付けた（主に開発途上国と新興経済諸国において）。これにより国内市場における集中度が高まり、競争に重大な影響をもたらした。実証的研究によると、FDI が被投資国の市場集中度に影響を与えるとすれば、それは先進国よりも開発途上国の方が顕著である。

他方、外国企業の進出によってそれまで「ぬくぬくとしていた」国内市場に競争圧力が増す可能性もある。この議論は、MNE の進出によって被投資国の既存企業の生産性が向上するという事実に基づいている（これは開発途上国よりも先進国の方があてはまるが）。当然のことながら、この効果が最も強く見られるのは、外国企業の進出前には競争が殆ど無かった市場である。

外国企業の市場参入は競争増加につながり、それにより脆弱な企業が倒産する可能性もある。これは、市場集中度を高め、競争の低下につながる可能性がある。従って、生産性の低い国内企業に取って代って業績の良い企業が参入するのは好ましいが、健全な競争を保つ政策が必要である。このための最善の策は、被投資国を国際貿易に対してより開かれたものにする中で「関連市場」を拡大させることである。さらに、弱者の市場撤退で生じる反競争的な影響を最小限にするために、効率を向上させる国内競争法や監督機関が必要となっている。

FDI と企業の発展

外国資本が絡む買収は、企業経営やコーポレート・ガバナンスに変革をもたらす。一般に、MNE は、買収した企業に対して独自の企業理念、内部報告制度、情報公開原則を課することが多く（ただし、子会社から学ぶという事例も報告されている）、通常は買収に伴って外国から役員が送り込まれる。外国の企業経営慣習が被投資国のそれよりも優れている場合は、買収により企業の効率が飛躍的に向上する。ただし、その国特有の能力が子会社の役員の強みとなっている場合もある。従って MNE は通常、地元および外国の経営陣について最適の組み合わせを探る必要がある。

国有企業の民営化への外国企業の参加は適例である。東欧と中欧の移行経済諸国の多くでは、概ね好ましい結果が出ている。研究によると、民営化に MNE が参加することで、買収された企業の経営効率は確実に向上した。しかし、効率化のため、かなりの人員削減（少なくとも短期的に）が行われることも多く、政治的な論争が引き起こされている。更に、移行経済諸国の民営化プロセスへの MNE の参加が成功しているということは、十分な財源を持つ戦略的な投資家が国内には殆どいない事実の表れであるという議論もある。国内の個人投資家が国有企業の民営化に参画した数少ない事例でも、やはり効率は大幅に向上した。

公益事業の民営化は、特にデリケートな問題であることが多い。これらの企業は地元経済のある部分において、独占的な力を持っているこ

とが多いためだ。OECD が提唱する最善の民営化戦略は、民営化をより大きな競争へ向けての市場開放と結びつけることである。しかし、民営化に先立って旧公営企業の再編が十分に進んでいない場合には、一定期間に限り競争から守ることを地方政府当局が保証した上で、外国投資を呼び込むこともある。このようなケースでは、強力な国内の独立規制監督機関が必要となる。

FDI と環境および社会問題

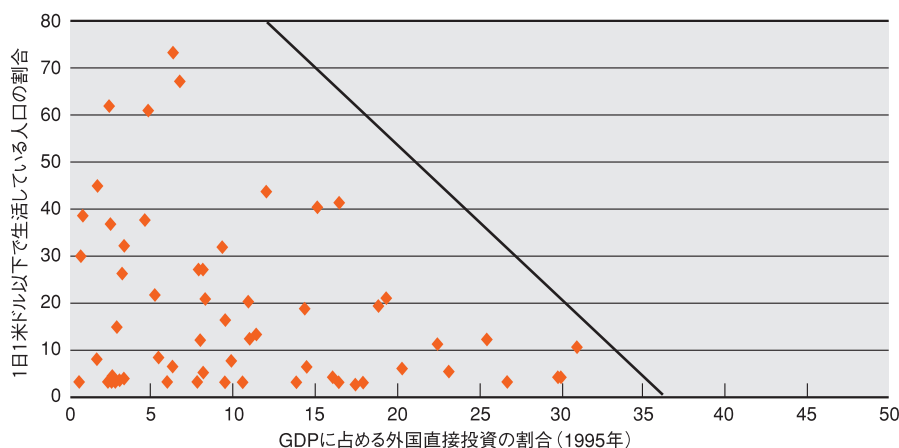
FDI の影響が及ぶのは被投資国の経済だけではない。外国企業の進出は多くの場合、社会状況や環境に重要な影響を与える。多くの研究の結論によると、FDI には開発途上国の環境に大きな恩恵をもたらす潜在力がある。しかしこの潜在力を実際の利益に変えるには、被投資国政府が適切な環境政策を実施する必要がある。例えば FDI の流入から環境面への恩恵を十二分に引き出すには、環境面の慣行や被投資国の企業のより広範な技術力など、受入れ側に適切な能力が必要である。

FDI に伴って開発途上国に移転される技術は、現地の技術よりも近代的で「クリーン」な傾向がある。また、地元での複製、雇用の移動、サプライチェーンによる要求が全般的な環境の改善につながっている被投資国では、プラスの波及効果が認められる。MNE が自国の環境基準では不適切となった機器を開発途上国の関係会社に移転するという例も散見されるが、しかし一般的な傾向にはなっていないようである。

FDI を誘致しようとの政策立案者の努力が「汚染天国」や「最低への競争」につながるという説を支持する実証的研究はほとんど無い。環境基準遵守にかかるコストは極めて限定的であることは明らかなため（遵守を回避していると見られることで企業にかかるコストは莫大である）、殆どの MNE は環境基準をかえりみず生産を開発途上国に移している。これは、MNE が操業している他の国での豊かさと環境に対する意識の高さに左右されているからだと言えるだろう。

FDI と社会状況との関係については、実証的

図3 FDIと貧困



研究での立証は進んでいない。しかし、外国投資は貧困の削減に役立つ可能性があることを示唆するものである（図3）。FDIが経済成長に及ぼす全般的な影響は極めて重要である。一般に、開発途上国における所得の増加の恩恵は、最貧層の人々にも相応に届く。貧困削減へのFDIの効果がより強力になるのは、労働集約的な産業を発展させる手段としてFDIが行われると同時に、MNEが国内労働法および国際的に認められた労働基準を厳守している場合である。

開発途上国に外国企業が進出することで、中核的労働基準といった基本的な社会的価値が劣化するとの確証はほとんどない。むしろ実証的研究は、FDIと労働者の権利との間にはプラスの関係があることを示している。場合によっては、低い労働基準がむしろFDIの妨げとなることもある。それは、投資家が世界各地での自社イメージを考慮するとともに、被投資国での社会不安を恐れるためである。

被投資国は何をすべきか

FDIを誘致し、外国企業の進出から恩恵を受けるための健全な国内政策は、生産的な投資のために国内のリソースを動員する政策とほとんど同じものである。適切な国内のビジネス環境は、国内リソースの動員だけでなく、国際投資を呼び込み効果的に利用する上でも、非常に重要である。OECD諸国とその他の国の経験が示すように、被投資国の政府が選択できる手段は

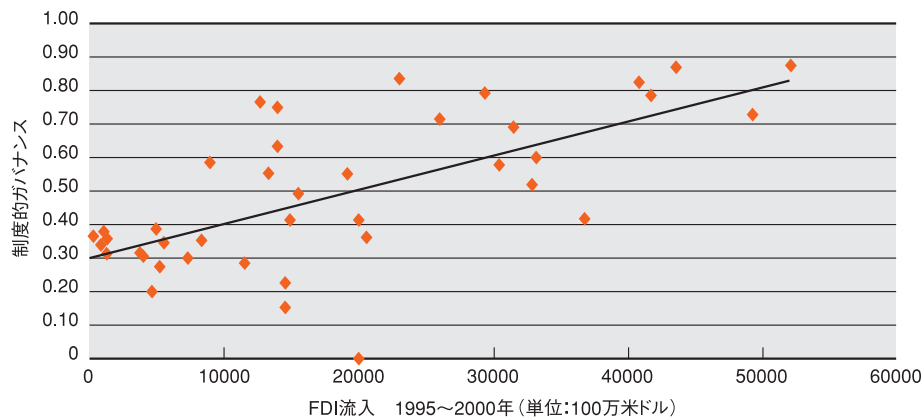
三つに分類できる。第一に、全般的なマクロ経済と制度的枠組みを改善する必要がある。第二に、FDIの流入につながる規制環境の構築は非常に重要である。第三に、外国企業の進出による恩恵を十分に引き出せるよう、インフラ、技術、人的資本のレベルを向上させる必要がある。

一点目は、被投資国における経済やガバナンスの慣行の全側面が投資の情勢に影響するという事実を立証している。政策立案者は、マクロ経済をできる限り安定させ、制度的予見性を高めることを全般的目標としなければならない。具体的には、次の提言が広く支持されている。

- ・高度経済成長の維持、雇用拡大、物価の安定、持続可能な対外収支を目標とする健全なマクロ経済政策を追求すること。
- ・中期的な財政規律、効率的で社会的に公正な税制の導入、公的債務の慎重な管理を奨励すること。
- ・外国投資を補完・補足するために国内の金融資産を使えるよう、国内の金融システムを強化すること。

FDIを誘致する広範な環境は、ダイナミックで競争的な国内のビジネス環境の整備のための最善の慣行とほぼ同じである。透明性の原則（被投資国の規制措置とビジネスセクターの慣行の両面に関するもの）と無差別原則は、外国企業

図4 FDI流入と制度的ガバナンスの質との関係



を誘致しその進出の恩恵を得る上で役立つ。投資家が投資先の国の投資環境をある程度理解しない限り、FDIは実現しにくい(図4)。更に、透明性の欠如は不正あるいは非倫理的な慣行につながり、総じてそれは被投資国のビジネス環境を弱体化させる。従って、被投資国の政府当局は次の措置を講じるべきである。

- ・法制と健全なガバナンスと統合させる取り組みを強化すること。これには、腐敗対策の強化、ダイナミックで適切に機能するビジネスセクターを育むための政策や規制の枠組み(例えば、競争、財務報告、知的財産保護に関するもの)の改善が含まれる。
- ・国際貿易に対する開放度を高め、国内企業が世界経済に完全に参加できるようにすること。地球規模および地域的な貿易障壁が撤廃されれば、同時に「関連市場」が拡大しFDIにとってより魅力的な国となる。
- ・国内法に無差別原則を盛り込み、政府および行政組織のあらゆるレベルでそれを実行するための措置を導入すること。リソース分配の競争と経済成長の維持が重要であることから、外国からの進出企業が国内企業が同じ条件で競争できるようにすることは不可欠である。

国内経済への外国企業進出による恩恵を最大にするには、国内の能力、技術、インフラを十分に開発し、被投資国が外国企業からのあらゆる

波及効果を利用できるようにする必要がある。従って、被投資国の政府当局は(コストと予想される恩恵とのバランスと国内経済の発展状況を考慮し)、次の措置を検討すべきである。

- ・関連の物理的インフラと技術インフラを、整備しその質を向上させること。これらのインフラの存在は、MNEの誘致に役立つ。さらには、国内企業の生産工程への外国企業の技術の統合、その国内経済全体への普及にも役立つ。
- ・基本的教育の普及が開発にとって重要であることを考慮し、国内労働力の基本的教育レベルを高めること。また、基本教育以上の特殊技能研修は、個別の外国企業の短期的あるいは特定のニーズを対象とするよりは、被投資国の既存の能力に基礎を置くものにすべきである。
- ・国際的に合意された労働基準を導入すること。児童労働削減、職場の差別撤廃、集団交渉権に対する障害撤廃に向けての取り組みは、それぞれ重要である。それらは、スキル向上や労働意欲向上の手段ともなり、また高い基準が採用されているMNEとの関係を強化することにも役立つ。

投資国は何をすべきか

FDIが開発にもたらす恩恵を最大限に得るには、被投資国の政府当局が政策の調整を行う必

要がある。しかし MNE の母国、そして先進国側も全般的に、自国の国家政策が開発途上国に与える影響を見直す必要がある。

貿易自由化の進展は、世界規模での経済成長に大きく貢献し、先進国と開発途上国の双方に利益をもたらすだろう。FDI の大部分は、関連企業間でその後行われる貿易に依存するので、FDI に関しては先進国（投資国）側の貿易政策が重要となる。先進国への輸入を制限する目的で導入された貿易障壁や助成制度は、現在、開発途上国へのコストとなっている。先進国の政府当局はこれらの障壁や助成制度を削減し、最終的には撤廃することで、開発途上国の外国投資誘致能力を向上させることができるだろう。

また、投資国の政府当局は、自国の技術政策が被投資国への技術移転に与える影響を検討する必要がある。被投資国の技術的ニーズを MNE が考慮するよう先進国が奨励することでプラス効果が生まれる。MNE の母国が遵守を約束している OECD の「多国籍企業ガイドライン」には、企業は「知的財産権を保護しながら、技術とノウハウの移転と迅速な普及を許す」方針を採用すべきであると明記されている。

この他の取り組みとしては、FDI フローと ODA との相乗効果を高めることが挙げられる。慎重に対象を絞った開発援助は、FDI フローの増加と、貯蓄と投資を増やす好循環につながることが立証されている。ODA は、開発途上国の制度や政策を強化し、発展させるのに利用できる。これは、国内貯蓄、国内および外国の投資と成長にとって好ましい環境を整備するのに役立つ。

企業セクターは何をすべきか

民間セクター（特に海外投資家）は、経済成長を牽引し、持続可能な開発目標を達成するうえで重要な役割を担う。従って、民間企業の行動とそのガバナンスは、FDI が経済開発にもたらす恩恵を最大化する上で重要である。OECD 加盟国は責任ある企業の行動を促すため、これまでにいくつかの取り組みを開始した。その中の一つが「多国籍企業ガイドライン」である。

OECD の「国際投資と多国籍企業に関する宣言」に謳われた内国民待遇やその他の諸原則に沿う形で、「多国籍企業ガイドライン」は責任ある企業行動の自主原則および基準を明記している。同ガイドラインは、OECD 加盟国と非加盟国を含む 37 カ国の政府が、それらの国で事業を行う MNE、あるいはそうした諸国出身の MNE に対して勧告するものである。この勧告は、技術移転、人的資本管理の慣行、透明性、競争といった国際社会が直面する「開発課題」へのアプローチととらえることもできる。また民間企業は、国内の環境、労働、保健衛生基準の免除を求めるべきではない。

MNE は、商業倫理や法遵守の様々な分野へのコミットメントを明記した経営方針あるいは行動規範を表明することで、一般からの懸念に対応してきた。またそのコミットメントの遵守を促進するための経営システムが構築され、標準的な経営システムもいくつか作られた。政府や業界団体、その他の関係者がこうした取り組みを支援し、より多くの企業の協力を得て開発のための最善の慣行を模索する際に、「多国籍企業ガイドライン」は役立つだろう。

詳細情報

本政策フォーカスに関する詳細については、Hans Christiansen (Tel 33-1-4524-4817、Email : hans.christiansen@oecd.org) まで照会願いたい。

[関連図書]

❖ **Foreign Direct Investment for Development: Maximising benefits, Minimising Costs**

ISBN: 9264199276 ¥5850 pp.232

❖ **International Investment Perspectives: 2002 Edition**

ISBN: 9264199179 ¥4600 pp.208

❖ **OECD Investment Policy Reviews, Israel**

ISBN: 9264198156 ¥2900 pp.152

❖ **Forty Years' Experience with the OECD Code of Liberalisation of Capital Movements**

ISBN: 9264176128 ¥4850 pp.176

❖ **Policy Competition for Foreign Direct Investment: A study of Competition among Governments to Attract FDI**

ISBN: 9264171975 ¥2950 pp.142

❖ **International Direct Investment Statistics Yearbook: 1980/2000 - 2001 Edition**

ISBN: 9264098038 ¥10100 pp.464

この冊子の全体、または一部の複製使用や翻訳をご希望の場合は、
「©OECD. Reproduced by permission of the OECD」と出典を明記することを条件に、無料で許可されることとなります。

本資料は、OECD パリ本部情報局広報課が、事務総長の責任下で作成した『OECD Policy Brief』の邦文仮訳です。
英語版は OECD パリ本部のウェブサイト (<http://www.oecd.org/>) でご覧いただけます。

OECD 東京センター 〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-1 日本プレスセンタービル 3F

Tel 03-5532-0021 Fax 03-5532-0035

E-mail: center@oecd-tokyo.org URL <http://www.oecd-tokyo.org>

最寄駅：地下鉄千代田線・日比谷線「霞ヶ関」C-4 番出口